

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百四の項中「二千円」を「二千三百円」に、「四千元」を「四千三百円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により旅券法第二十条第一項第一号から第三号までの処分の申請をする場合には、千九百円（同条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百円）とする。「」に改め、同表二百七の項中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に改め、同表二百八の項中「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に改め、同表二百九の項中「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に改め、同表二百四十八の二の項を同表二百四十八の二の三の項とし、同表二百四十八の項の次に次のように加える。

二百	輸出証明書	農林水産物及び食品の輸出の促進	一通につき	発行申請
四十	の発行手数	に関する法律（令和元年法律第五	八百七十円	のとき。
八の	料	十七号）第十五条第二項の規定に		
二		基づく輸出証明書（農林水産物及		
		び食品の輸出の促進に関する法律		
		施行規則（令和二年財務省・厚生		
		労働省・農林水産省令第一号）第		
		四条第一号に掲げるものに限る。		

		の発行		
二百 四十 八の 二の 二	適合施設の 認定手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進 に関する法律第十七条第二項の規 定に基づく適合施設の認定の申請 に対する審査	二万九百円 (現地調査 を要しない と知事が認 める場合に あつては、 一万四百円	認定申請 のとき。

別表第二の五の項中「(平成十四年法律第百五十一号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の二百四十八の二の項を同表二百四十八の二の三の項とし、同表二百四十八の項の次に次のように加える改正規定及び附則第四項の規定 公布の日

二 別表第一の二百七の項から二百九の項までの改正規定及び附則第三項の規定 令和七年三月一日

(経過措置)

2 この条例の施行前にした一般旅券の発給の申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の百四の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第十四号。以下「改正法」という。)附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第二条の規定による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)第六条第三項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び同法第七条第三項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正法附則第七条の規定に基づき、改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例により第一種大麻草採取栽培者免許の申請があつたときは、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の二百七の項の規定の例により第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収する。